

愛ビ協第 2024 - 279 号

2024 年 10 月 23 日

愛知県知事 大村 秀章 様

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会  
会長 吉田 治 伸

## 令和 6 年度最低賃金上昇に伴うビルメンテナンス業務に関する 契約金額変更のお願い

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、当協会の運営や事業活動の推進につきましては、日ごろからご指導ご支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

私たちは、ご契約いただいている施設の維持管理業、保全業務等について、必要な技術と技能を習得させた作業員を配置し、施設の衛生的で快適な環境と安全を提供させていただいており、これにかかる人件費が契約金額の 70%以上を占めております。

売上げが長年にわたりほとんど変わらない中で、毎年、最低賃金の見直しに伴い年々増加する人件費を他の費目を転用して支払うように努めておりますが、収益率が 2%以下まで低下し、低賃金のため労働力の確保も難しく、業務の遂行にも影響してきております。

内閣官房及び公正取引委員会の連名で令和 5 年 11 月 29 日に発出されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）においても、私たちビルメンテナンス業は最も労務費への価格転嫁が進んでいない業種と指摘されました。

この指針では、発注者及び受注者のそれぞれ及びその双方の採るべき行動、求められる行動が示されており、私たちも、現場で汗を流している従業員に安心して働ける労働環境及び適正な賃金を確保し、経営を継続していくため、自ら行動しなければならないことを自覚し、本年 6 月 28 日に公益社団法人全国ビルメンテナンス協会において「適正価格契約に向けて（ビルメンテナンス業における価格転嫁に向けた自主行動計画）」を策定・公表しました。

このような状況の中、今年は全国で過去最高の 50 円（5%）を超える最低賃金の上昇となり、現在の契約金額では、最低賃金の上昇とそれに伴う社会保険料などの法定福利費の負担を賄いきることは非常に難しく、売上げに対する人件費の割合が 3.5%上昇することになり、赤字となる可能性が高くなっています。

また、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基

づき、発注時に国土交通省公表の建築保全業務労務単価を用いて予定価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費の上昇が見込まれます（落札率によっては作業員の労務単価が最低賃金以下となることもあり、その場合、差額はその他の経費で賄うことから、利益率が減少して赤字になることも少なくありません。）。

指針においては、「発注者としての行動③」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」、「発注者としての行動⑤」として「受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。」とされています。

貴職におかれましては、本年8月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和6年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）」にもありますように、一般の最低賃金額の引上げ等を受け、ガイドラインや指針を踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額の変更を検討するようお願いいたします。」特に受注者から契約金額の変更についての請求があった場合は、変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

以上のことから、私たちの苦しい状況にもご理解を賜り、**現契約金額から少なくとも最低賃金上昇率の4.87%アップ**をお願いするものであります。

※4.87%…令和6年度愛知県最低賃金額アップ率

(参考資料)

- ・別紙1：「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和6年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）」（令和6年8月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）
- ・別紙2：「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について（通知）」令和6年8月29日付け総行第405号各都道府県・各指定都市会計管理者・財政担当部(局)長・契約担当部(局)長・庁舎・公共施設担当部(局)長・各都道府県市区町村担当部長あて総務省自治行政局行政課長通知

<問合せ先>一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目1番10号 伏見フジビル8階

TEL：052-265-7536/FAX：052-265-7537/E-mail：aichibm@lilac.ocn.ne.jp